

賃貸住宅の退去時のトラブル ～高額な原状回復費用～

1年間住んだ賃貸アパートを退去した際、立会い業者から修理見積書が提示され、クリーニング代のほかに畳の表替え・襖の張替え費用として16万円も請求された。不満だ。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、部屋の通常使用の損耗そのもうは賃料に含まれるため、特約等がなければ貸主の負担としています。再度、契約書の内容（禁止事項・修繕・退去時の費用負担等）を確認し、貸主（管理会社）と話し合みましょう。



トラブルを未然に防ごう

- 入居前に物件や契約内容をよく確認しましょう!
- 入居中、必要な修繕は貸主に相談しましょう!
- 契約にない請求は注意!困ったら下記へ相談を↓



横浜市消費生活総合センター



相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00 土日 9:00~16:45)